

船舶事故調査報告書

令和元年10月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成31年4月29日 08時30分ごろ～12時35分ごろの間）
発生場所	不明（沖縄県糸満市喜屋武埼東方沖）
事故の概要	漁船第十八政福丸は、漂泊中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八政福丸、4.94トン ON3-28410（漁船登録番号）、個人所有 9.90m（Lr）×2.40m×0.95m、FRP ディーゼル機関、423.00kW、昭和56年12月15日 第296-5197号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年11月22日 免許証交付日 平成28年8月18日 （令和3年9月3日まで有効） 甲板員 男性 48歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約8.5m/s、視界 良好 海象：波向 東南東、波高 約1.5m、水温 約28℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、そでいか漁の目的で平成31年4月28日13時00分ごろ糸満市糸満漁港を出港し、29日05時30分ごろ喜屋武埼東方沖の漁場に到着した。 船長及び甲板員は、漁場に到着直後に操業を開始し、07時36分ごろ操業を終え、08時00分ごろ、朝食をとることとし、操舵室後部にある居住区に入った。 船長は、08時30分ごろ朝食を済ませ、まだ食事の甲板員に、朝食を済ませたら仮眠するように指示した後、居住区にある自分の就寝スペースで仮眠をとった。

	<p>船長は、09時15分ごろ、甲板員を起こす目的で操舵室の下にある甲板員の就寝スペースに行ったが、甲板員の姿が見当たらなかった。</p> <p>船長は、本船内を探したが、甲板員が見当たらなかったため、10時08分ごろ、本船が所属する漁業協同組合にその旨を伝え、同組合を通じて118番通報を行った。</p> <p>本船は、甲板員が海中転落したかもしれないので、付近の海域を捜索する目的で操業終了場所に向かって移動した。</p> <p>甲板員は、12時35分ごろ海上保安庁の回転翼機によってうつ伏せの状態で見つかるのを発見されて揚収され、病院に搬送されたが、医師により死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員は、発見された際、着衣を何も身に付けていなかった。</p> <p>甲板員が操業時に着用していた服装(長袖の作業服、半ズボン及び下着、合羽及び長靴)は、本船上には残されておらず、また、捜索した海域においても発見されなかった。</p> <p>甲板員は、操業時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、甲板員から体調不良等を聞いておらず、甲板員の健康状態に問題はないと思っていた。</p> <p>甲板員は、泳ぐことができた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>甲板員は、溺死した。</p> <p>本船は、喜屋武埼東方沖において漂流中、船長が、08時30分ごろ仮眠を開始した後、09時15分ごろ甲板員が船内にいないことを確認していることから、この間において、甲板員が落水して溺死したものと考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、喜屋武埼東方沖において漂流中、甲板員が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業等を行う場合は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

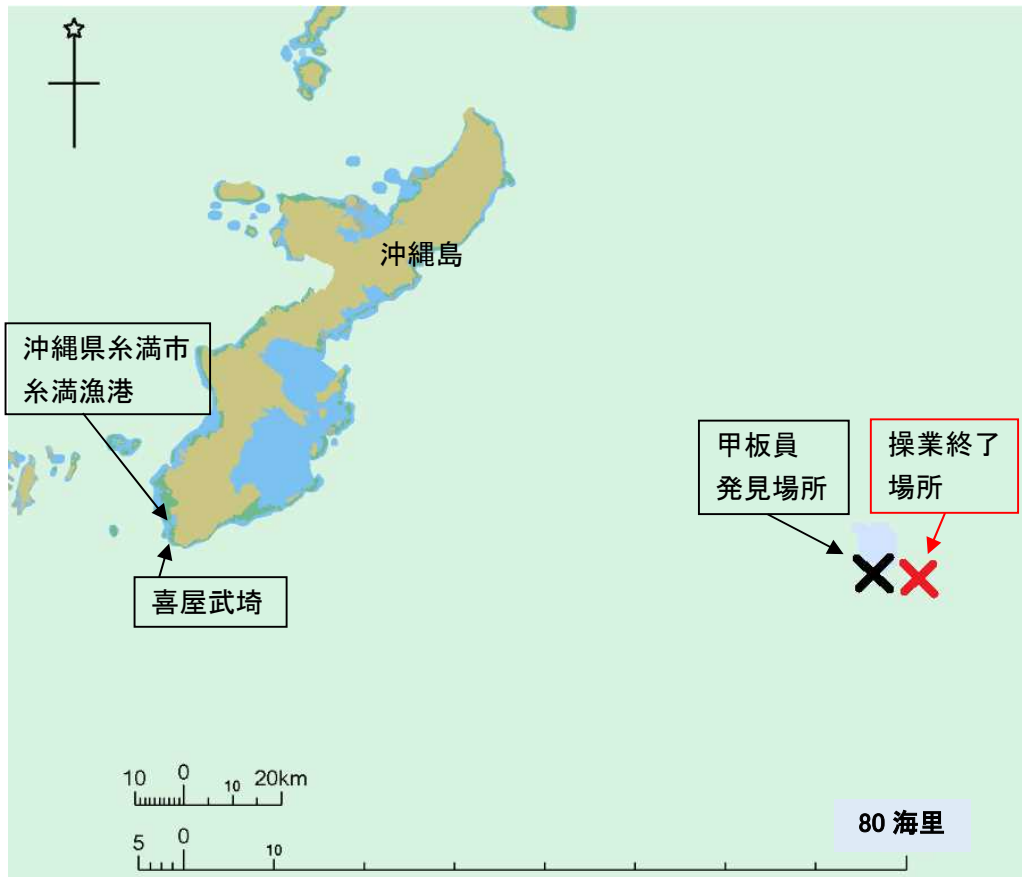


写真1 本船

